

短期大学士（学位）に関する質問項目とその回答例（Q & A）

平成 17 年 10 月 26 日
日本私立短期大学協会

【専攻分野の表記名等】

Q 1 看護学科を設置しているが、短期大学士の専攻分野の表記名としては、「看護」か「看護学」のどちらにすればよいか。

A 「短期大学士（○○）」とするか、「短期大学士（○○学）」とするかは、当該専攻分野が「○○学」と称することができる程度の学問上のまとまりを有するものであるか等を勘案して、各短期大学の判断によるが、その際、どのような理由で（○○学）又は（○○）としたのかの説明ができるようにしておくことが必要である。

Q 2 短期大学士の専攻分野の表記名を専攻名やコース名を用いてもよいのか。

A 専攻分野の名称は、概ね学科名を掲げることが適当であると考えられるが、より適切に学習内容を表すことができる場合は、専攻等の名称を付記することも考えられる。いずれにしても、社会的有用性に配慮し、過度に細分化することのないよう留意しつつ各短期大学で判断することになる。

Q 3 地域総合科学科を設置しているが、専攻分野の表記名はどのようにすればよいのか。

A 専攻分野の表記名は、基本的には各短期大学の判断によるので、学科名でもよいし、それ以外のより適切な学習内容を表す名称でもよい。

Q 4 幼児教育学科の専攻分野は、（教育学）でもよいか。

A よい。

【届出の提出時期等】

Q 5 いつまでに学則変更、学位規程の制定を行えばよいのか。

A 卒業式（学位記授与）の前までに、文部科学省へ学則変更の届出、学位規程の報告が必要である。

Q 6 学則変更の「届出」、学位規程の「報告」は別々のほうがよいのか。

A 学則変更「届出」と学位規程「報告」は一体のものであるので、同時に文部科学省に提出することが望ましい。

【施行日の記載等】

Q7 附則の「この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する」は、いつの日付を入れればよい
か。

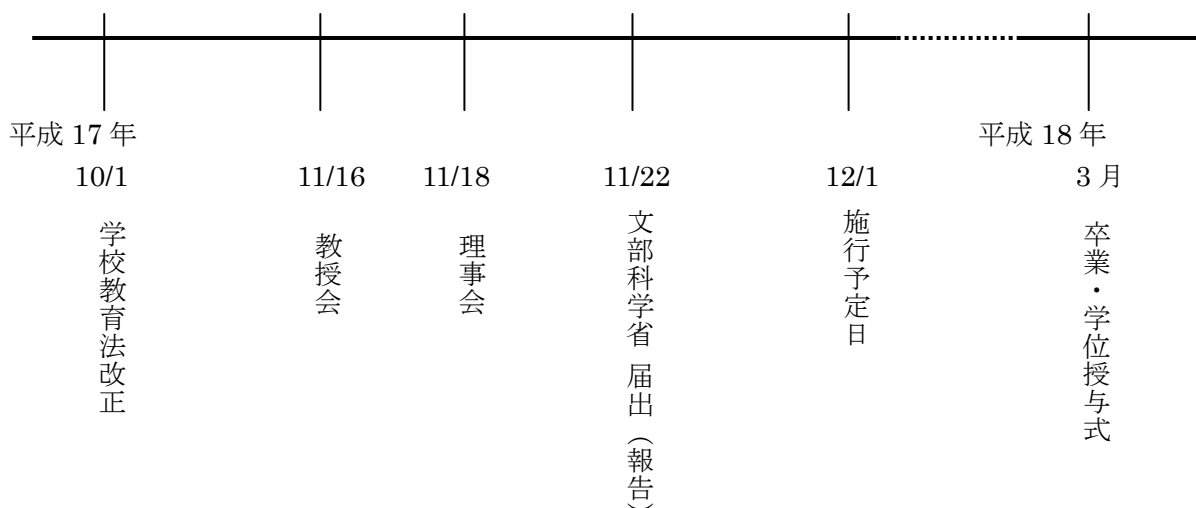
A 施行（変更）しようとする日を記入する。

<考え方>

学則変更の「届出」の提出時期は「変更しようとする時」であるが、実際には、施行（変
更）しようとする日の少なくとも1週間から10日前には文部科学省に提出する必要がある。
る。

また、学位規程の施行日は、学位規程の根拠が学則となるので、学則変更の施行日以降
となる。

<手続きの参考例>



Q8 平成17年9月卒業者がいる。附則で平成17年10月1日以降の卒業生にのみ適用さ
れることを明確にしたいのだが、どうすればよいか。

A 「この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する」の記載が原則であるが、平成17年10
月1日の学校教育法改正に基づき学位授与がなされることを明確にする意味で、下記のような記載方法も考えられる。

<記載例>

「この規程は、平成〇年〇月〇日から施行し、平成17年10月1日から適用する。」

【様式例等】

Q9 「学位記」の様式例に関し、6パターンあるが、これ以外はありえないのか。本学は複数学科からなる短期大学であるが、1学科のみからなる短期大学の様式例を使用してもよいのか。

A 「学位記」の様式例は、あくまで例示であり、複数学科からなる短期大学でも、1学科のみからなる短期大学でも、どの様式例でもかまわないし、様式例によらなくてもよい。字句についても、適切な表現がなされていれば、1字1句、様式例どおりである必要はない。

Q10 「卒業証書・学位記」の様式例に関し、複数学科からなる短期大学の場合の様式例には、学科長名の記載とその印が押されているが、これは必ず必要なのか。

A 「卒業証書・学位記」の様式例は、あくまで例示であり、学科長名の記載と印は必ず必要なのわけではない。学校の長である学長名の記載と印があれば、問題はない。

【その他】

Q11 短期大学では、「学位規程」を必ず制定しなければいけないのか。

A 短期大学士（学位）は、今度、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の第3章「短期大学が行う学位授与（第5条の4）」として規定されたので、各短期大学は、学位の取扱いについて必要な事項を定める必要がある。（学位規則第13条）

その定めの方法としては、「学位規程」を単独の規程として定めるか、「学則」本文の中で規定するかは各短期大学の判断による。いずれにしても記載事項として、①目的（学則本文中に規定する場合は不要）、②付記する専攻分野、③学位授与の要件、④学位の授与、⑤学位の名称、⑥学位授与の取消、⑦施行日等が考えられる。

Q12 既に卒業した法改正前の卒業生に、あらためて「短期大学士」の学位は授与できるか。

A できない。

Q13 法改正前の卒業生が、履歴書等で「準学士」等の代わりに「短期大学士」と記載することはできるか。

A できない。法改正前の卒業生の「準学士」の称号は、『学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）附則第3条』により、「短期大学士」とみなされるのであり、履歴書等への記載は、当該人が卒業時に付与された準学士の称号となる。

以上